

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月27日（火） 8時58分から9時49分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（15人・議席番号順）

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	又 村 克 茂
委員	15名
4. 欠席委員（1人） 1名
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 議案5 現況証明願いについて
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 23 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。11 番 本元委員より欠席の届が出ています。 議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 9 番 川本委員、10 番 宮森委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号、資料により報告)
議 長	説明が終わりました質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、報告第 2 号令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 2 号、令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について報告します。報告第 2 号の別紙様式 2 の 1 ページをご覧ください。 1 番、農業の概要、耕地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計の耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスに基づく数値です。農地台帳面積は台帳上の農地面積です。

2 番、農業委員会現在の体制について、平成 29 年度より新制度に基づき農業委員を選出しています。

2 ページ、Ⅱ 番、担い手への農地の利用集積・集約化、1 番現状及び課題、集積率は 84.1%、昨年度より若干上昇しています。2 番、令和 6 年度の目標及び実績について、目標としていた 4,323 ㎡は達成できませんでしたが、集積率は平均の数字を上回っております。3 番、目標の達成に向けた活動ですが農業委員の具体的な活動日としてあっせんを行った日を記しています。基盤強化法から中間管理に法改正したため、あっせんの回数は減となっています。

4 番、目標及び活動に対する評価、6 年度は新規実績の目標面積は上回れませんでした。

3 ページⅢ 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、6 年度の新規参入者はありません。

3 番、目標の達成に向けた活動ということで、農業委員研修等への参加、農業者年金研修会に積極的に参加いただきました。

4 ページⅣ 番、遊休農地に関する措置に関する評価で令和 6 年度遊休農地の報告は 0 ヘクタールとなっていますが、実際には 1 件ございます。花月町の国庫帰属農地で、四捨五入すると 1 ha 無いため表の上では 0 になります。今後は 5 条転用等も考慮して解消に努めて参ります。

5 ページⅤ 番、違反転用はありませんでしたが、5 条転用で転用許可後の進捗状況、完了報告を提出しない業者が何件かあることから引き続き指導が必要と考えられます。

6 から 7 ページⅥ 番は、年度の件数で特に申し上げることはございません。

農業法人についても年度内に全法人が報告書を提出いたしました。

8 ページⅦ 番についても特にありません。

Ⅷ 番、事務の実施状況の公表等は、議事録はホームページ公表済です。

活動計画の点検・評価の公表は、6 月中に公表することを義務付けら

議 長 各 委 員 議 長	れているので総会終了後随時アップしていく予定です。 あと、本日配布しました参考資料ですが、今年度も引き続き活動報告を提出していただきます。これまでは農業委員会の招集したものについても数に入れていましたが、今年からはそれらは含まれなくなります。つまり、総会の招集や現況証明の実地調査、あっせん委員会、農地・農政特別委員会は該当になりませんので今年からは入れないで月の平均5.2回を上回る活動していただければと考えています。農業委員会ではない招集の場合は、農地に関する話をした場合は該当になりますが、してないのであれば不可となりますのでご理解のほどお願いする次第です。 説明が終わりました質疑意見を求めます。 (なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。 報告第2号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程6番、議案第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明いたします。 今月は3件です。 1番、江部乙町 番 、 さんと さんの解約です。基盤整備事業により地番と面積が更新されたのを機に今回 さんが取得するため、旧地番の貸借を解約するものです。 2番、江部乙町 番 、 さんの解約も同様です。 3番、4番江部乙町 番 、 さんと 農業公社転貸の解約です。貸主の申し出によるもので相続人代表がまとまり、相続ができた段階で改めて申請する予定です。ただ、そこまで待っていると農地が耕作できず荒れてしまうので、相続人である さんの3兄弟には了解をもらいさんに耕作をしてもらいます。また、 さんには農地を売却したい意向もあるので、兄弟間でよく話し合い1日も早く相続登記を行うよう指導

		しております。
		以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることから よろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		なしということで質疑意見を終了いたします。
		議案第 1 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程 7 番、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請につい て事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明しま す。今月は、賃貸借権 1 件、所有権移転 2 件です。
		1 番、江部乙町 番 他 2 筆、地目「田」、19,157 m ² 、「畑」、 10,577 m ² 、 さんから への賃貸借権の許可申請です。 さんは市内で 約 15 町の農地を借り当帰や紫蘇等の薬用野菜を耕作しておりますが、経 営規模拡大のため さんの農地を貸借することとなったものです。貸主 の さんは農地集約のため今回 3 年契約で 10a 当り、田は 5,600 円、 畑、3,000 円で貸借します。
		2 番、江部乙町 番他 筆、地目地目「田」、45,651 m ² 、「畑」、 26,195 m ² 、 さんから さんへの売買です。10a 当り、26,445 円、総額 1,900,000 円です。 さんは でも知られる企業ですが、市内で を飼 育しており、市内農地での経営規模拡大を考えていたのですが、コロナ 禍で一時頓挫しておりましたが、このたび事業拡大し、江部乙町東 丁 目の から東側の、農地一帯を大規模な羊牧草畑、牧野とすべく農地法 3 条による売買を行うものです。 さんの農地は元々 から取得した農 地でしたが、遠隔地であり耕作に手がかかることから、今回売却するこ ととなったものです。
		3 番、江部乙町 番 外 12 筆、地目「田」、69,784.04 m ² 、「畑」、

	3,811 m²、さんからへの売買です。10a 当り、25,816 円、総額 1,900,000 円です。こちら、遠隔地であることからさんが貸借して耕作していたのですが、亡くなられ、その後さんが耕作しておりましたが耕作不便地であることから、賃貸借を更新せず、数年耕作者が不在でさんより相談を受けておりましたが、このたびさんに売却することとなったものです。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号の申請番号 1 番を除く 2 件の質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号の申請番号 1 番を除く 2 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。 次に申請番号 1 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、委員の退席をお願いします。(退出 9:24) 申請番号 1 番についての質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 申請番号 1 番について許可申請は許可相当とすること、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 2 号申請番号 1 番については原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。(入室 9:26) 議事日程 8 番議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は 7 件です。 1 番から 5 番までは、一般住宅の建築に関わる転用です 1 番、黄金町東 丁目 番、登記地目「田」転用面積 340 m²、現況

は「畑」譲渡人 さん、譲受人 さんです。

近年、一般住宅の建築のため、過去にも同様のご審議をいただきましたものと類似する内容のものとなっております。

お手元にお配りしております、議案3号参考資料に沿って説明いたします。

申請地は、添付の位置図をもって説明は割愛させていただきます。

転用目的は、一般住宅の建築、工事計画は、着工が令和7年7月1日、完了が令和7年10月30日です。

都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第3種農地と判断いたしました。

2番、朝日町東 丁目 番 、登記地目「田」転用面積528㎡、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 ・ さんです。

1番同様に近年、一般住宅の建築のため、過去にも同様のご審議をいただきましたものと類似する内容のものとなっております。

お手元にお配りしております、議案3号参考資料に沿って説明いたします。

申請地は、添付の位置図をもって説明は割愛させていただきます。

転用目的は、一般住宅の建築、工事計画は、着工が令和7年7月18日、完了が令和7年11月30日です。

都市計画の用途は、第一種低層住居専用地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第3種農地と判断いたしました。

3番、屯田町西 丁目 番 、登記地目「田」転用面積355㎡、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 さんです。

同様に近年、一般住宅の建築のため、過去にも同様のご審議をいただきましたものと類似する内容のものとなっております。

お手元にお配りしております、議案3号参考資料に沿って説明いたします。

	申請地は、添付の位置図をもって説明は割愛させていただきます。 転用目的は、一般住宅の建築、工事計画は、着工が令和 7 年 7 月 14 日、完了が令和 7 年 11 月 30 日です。 都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第 3 種農地と判断いたしました。 4 番、黄金町東 丁目 番 、登記地目「田」転用面積 342 m²、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 です。 同様に近年、一般住宅の建築のため、過去にも同様のご審議をいただきましたものと類似する内容のものとなっております。 お手元にお配りしております、議案 3 号参考資料に沿って説明いたします。 転用目的は、一般住宅の建築、工事計画は、着工が令和 7 年 7 月 1 日、完了が令和 7 年 11 月 30 日です。 都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第 3 種農地と判断いたしました。 5 番、黄金町東 丁目 番 、登記地目「田」転用面積 429 m²、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 ・ さんです。 同様に近年、一般住宅の建築のため、過去にも同様のご審議をいただきましたものと類似する内容のものとなっております。 お手元にお配りしております、議案 3 号参考資料に沿って説明いたします。 転用目的は、一般住宅の建築、工事計画は、着工が令和 7 年 7 月 1 日、完了が令和 7 年 11 月 30 日です。 都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第 3 種農地と判断いたしました。 6 番、7 番は農地として残しておいても再生不可能な狭小面積の転用
--	--

	です。 6 番、東滝川 丁目 番 、登記地目「田」転用面積 307 m²、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 ・ さんです。 近年の転用で良く事例のある、駐車場と冬季の堆雪場として利用する内容のものとなっております。 お手元にお配りしております、議案 3 号参考資料に沿って説明いたします。 転用目的は、申請人は大型トラックの運転手をしておりまして、深川の一巳町から引越して来られます。そのトラックの駐車場と冬季の堆雪場の整備です。工事計画は、着工が令和 7 年 6 月 25 日、完了が令和 7 年 12 月 25 日です。 都市計画の用途は、第一種住居地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第 3 種農地と判断いたしました。 7 番、西町 丁目 番 、登記地目「田」転用面積 173 m²、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人 さんです。 6 番同様に近年の転用で良く事例のある、駐車場と冬季の堆雪場として利用する内容のものとなっております。 お手元にお配りしております、議案 3 号参考資料に沿って説明いたします。 転用目的は、自動車駐車場、冬季の堆雪場の整備、工事計画は、着工が令和 7 年 7 月 18 日、完了が令和 7 年 8 月 20 日です。 都市計画の用途は、第一種住居地域となっておりますので、当該地区は、市街地化の傾向が著しい地区にある第 3 種農地と判断いたしました。 ご説明しました 1 番から 7 番は、転用に関する許可基準から総合すると許可相当と判断したので上程いたします。ご審議よろしく願いいたします。 説明は以上です。
--	---

議 長	説明が終わりました質疑、意見を求めます。
委 員	6 番の説明で深川から引っ越してくる説明があったが、その確約はあるのか。
説 明 員	申請者は、すでに家屋の売買契約は済んでいる。
委 員	滝川市にはまだ引越しは完了していないのか
説 明 員	家屋の売買契約までで引越しはこれからなのです。
議 長	他に質疑、意見はありませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については、原案のとおり決定といたします。
議 長	議事日程 9 番議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定 4 件、所有権移転 4 件です。 1 番、2 番、江部乙町 番 他 3 筆、地目「田」、63,912 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 さんの入院等傷病により耕作できないことから さんが耕作するものです。 3 番、4 番、東滝川 番他 1 筆、地目「田」、4,720 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 当初、稲作を予定していた さんの農地が本人の都合により借りられなくなり、水稻の苗が余っていたところ、 さんの農地で さんが賃貸借期間満了後、契約更新しなかった水田があり、 さんが管理していた

		ことから、そこを借りることとなったものです。 5 番から 8 番までは所有権移転です。 5 番、6 番、江部乙町 番、地目「田」、4,887 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、売買金額は 1,368,000 円、10a 当り 280,000 円です。 基盤整備事業を機に遠隔地の農地を処分するためこれまで耕作していた さんに売買するものです。貸借人が売買するため、地域計画の変更はなく、即売で手続きします。 7 番、8 番、江部乙町 番他 2 筆、地目「田」、11,012 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、売買金額は 3,056,000 円、10a 当り 280,000 円です。ただし、 番の 267 m²のみ宅地からの換地で 10a 当り 180,000 円です。 基盤整備事業を機に遠隔地の農地を処分するためこれまで耕作していた さんに売買するものです。貸借人が売買するため、地域計画の変更はなく、即売で手続きします。以上です。
議 長	長	説明が終わりました。議案第 4 号について質疑意見を求めます。
各 委 員	員	(なしの声あり)
議 長	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	員	(異議なしの声あり)
議 長	長	議案第 4 号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程 10 番、議案第 5 号現況証明願いについての説明を求めます。
説 明 員	員	議案第 5 号、現況証明願いについて説明いたします。今月は 1 件です。 北滝の川 番、地目「原野」面積 2,195 m²所有者は さん、現況は「田」になっております。 登記地目が「原野」のまま水田として耕作を続けておりました。 今般、親戚への土地の譲渡を検討するにあたり、地目を「田」に変更するため、現況証明の届出となったものです。

	6月19日に資料備考欄に記載する委員さんと現地調査に行き、水田として存在していることと、水稻が植えられていることが確認でき、現況に相違ないと判断したので上程いたします。ご審議よろしく願いいたします。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。議案第5号について質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
各 委 員	
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号について、原案のとおり決定とします。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第24回総会は6月27日14時からで決定します。
	以上をもちまして、第23回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。
	皆さんご苦労さまでした。(9:49)